

議案第 8 号

大口町下水道事業経営審議会設置条例の制定について

大口町下水道事業経営審議会設置条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、下水道事業経営の安定化を図ることを目的として、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大口町下水道事業経営審議会を設置することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町下水道事業経営審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大口町下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 大口町下水道事業の経営及び計画全般に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 町長からの諮問に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) 専門的な知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設部建設課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表小規模・中小企業振興会議委員の項の次に次のように加える。

下水道事業経営審議会委員	1回 5,900円	〃
--------------	-----------	---

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
小規模・中小企業振興会議委員	1回 5,900円	〃	小規模・中小企業振興会議委員	1回 5,900円	〃
下水道事業審議会委員	1回 5,900円	〃	学校給食センター運営委員会委員	1回 5,900円	〃
学校給食センター運営委員会委員	1回 5,900円	〃	略	略	略
略	略	略	備考 略		
備考 略					

制 定 要 旨

1 設置の目的

下水道事業の健全な経営かつ今後の適正な維持管理を図るため、使用料の見直しを始め、残りの区域の整備の在り方や維持修繕計画を含め、検討する必要があります。検討にあたっては、利用者の生活に直結するため、下水道事業経営審議会を設置し、委員として外部の有識者（住民、各種団体から推薦を受けた者、専門的な知識経験を有するもの）をもって構成するものとします。

使用料改定の検討については、令和３年度に４回程度の会議を開催します。その後は、審議事項のある場合にその都度開催するものとします。

2 審議会の構成員

構成員は、大口町の非常勤特別職とし、人数は７人以内とします。任期は２年とし、再任は妨げないこととします。

- (1) 住民
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) 専門的な知識経験を有するもの（税理士・司法書士・行政書士など）

3 具体的な検討内容

- (1) 下水道使用料に関すること
- (2) 下水道事業の経営に関すること
- (3) 下水道事業の計画に関すること

4 開催回数

令和３年度に４回程度とし、その他協議が必要な場合は随時開催します。

5 施行期日

令和３年４月１日から施行します。